

議案第 8 号

基山町就学指導委員会設置条例の一部改正について

基山町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 日提出

基山町長 松 田 一 也

基山町条例第 号

基山町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例

基山町就学指導委員会設置条例（平成26年条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名及び第 1 条中「基山町就学指導委員会」を「基山町教育支援委員会」に改める。

第 2 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 対象者に対する就学後の教育的支援に関すること。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

心身に障害を有する幼児及び児童生徒に対する就学判定時のみならず、その後の一貫した教育的支援についても助言を行うため、基山町就学指導委員会設置条例を改正する必要がある。

令和 2 年 3 月 13 日原案可 決